

林業担い手支援事業実施要領

この要領は、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（以下「基金」という。）が「林業担い手支援事業」を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第1条 事業の目的

地域資源である森林資源の活用、その後の造林保育に必要な担い手の確保・育成を図るため、認定事業体における林業作業従事者（以下「従事者」という。）に係る法定外福利厚生等の取組に対して支援し、林業従事者の待遇改善を促進する。

第2条 事業の内容及び助成要件等

1 事業の内容・助成対象経費・助成金の額

別紙1のとおり。

2 事業実施主体

基金と当該事業に関する協定を締結した市町村（以下「協定市町村」）に事業所（本所又は支所及び担当区等。）の所在地を有する県内の認定事業体とする。

3 助成金の額

基金は、法定外福利厚生の実施に要した経費について別表1の金額を上限に助成する。

4 助成対象となる取組

基金が助成対象とする取組は、令和6年度は令和6年4月1日から10月31日まで、令和7年度以降は事業実施年度の前年度の11月1日から事業実施年度の属する10月31日までに実施した別表1の取り組みとする。

なお、購入する物品等については、中古は助成対象外とする。

また、他の補助助成事業の取組と重複する場合は助成対象外とする。

5 助成にあたっての要件

次の要件を満たすものとする。

（1）対象となる従事者

助成の対象とする従事者とは、協定市町村内に所在する事業所（本所又は支所及び担当区等。）に雇用される常用の林務労働者（林業に年間就業日数の1/2以上且つ年間105日以上従事している労働者）とし、専ら協定市町村外の事業所（支所又は担当区等。）に勤務する者を除くものとする。

（2）再度助成対象とするにあたっての経過期間

当該事業により助成を受けた取組について、再度助成の対象とするにあたっては、前回助成を受けた時期より別表1に示す期間をあけるものとする。

第3条 事業実施の計画

1 事業計画承認申請

事業を実施しようとする林業事業体は、理事長が別に定める日までに、事業計画承認申請書（別記第1～2号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

2 事業計画承認

理事長は、事業計画承認申請書を受取り、審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対して計画承認通知（別記第3号様式）をするものとする。

第4条 助成金交付申請

1 助成金交付申請

第3条の2の承認を受けた者は、助成金交付申請書（別記第4号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

2 助成金交付決定

理事長は、前項の助成金交付申請書を受理し、審査のうえ助成することが適当と認められたときは、当該申請者に対して予算の範囲内で交付決定通知（別記第5号様式）をするものとする。

第5条 事業内容の変更

1 事業計画及び交付決定後の変更

第3条の事業計画承認及び第4条の助成金の交付決定を受けた者は、補助事業等の内容等について以下（1）、（2）に掲げる変更事由を生じたときは、速やかに変更申請書（別記第6号様式）に事業実施変更計画書（別記第2号様式）を添えて、を理事長に提出するものとする。

（1）助成金額の変更

（2）事業種目の変更

2 事業計画変更決定、交付の取消し、又は変更交付決定

理事長は、前号の変更申請書を受理したときは、内容を審査のうえ適当と認められたときは、当該申請者に対して事業計画の変更をするときは計画変更承認通知（別記第7号様式）、交付決定を取り消しするときは、交付決定取消通知（別記第8号様式）、又は交付額を変更するときは、変更交付決定通知（別記第9号様式）をするものとする。

第6条 実績報告

助成事業者等は、理事長の定めるところにより、助成事業等が完了したとき（助成事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業等の成果を記載した助成事業等実績報告書（別記第10号様式）に理事長の定める書類を添えて理事長に報告しなければならない。

第7条 助成金の額の確定

理事長は、助成事業等の完了又は廃止に係る助成事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る助成事業等の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき助成金等の額を確定し、当該助成事業者等に交付確定通知（別記第13号様式）をするものとする。

第8条 助成金の請求等

1 助成金の請求書

第7条の助成金の額の決定を受けた者は、助成金請求書（別記第14号様式）により請求するものとする。

2 助成金の支払い

理事長は、前項の請求書を受理したときは、請求書を審査の上支払うものとする。

第9条 助成金の返還

理事長は、助成金を交付した年度の翌年度から起算して5年以内に、基金の助成事

業の趣旨、目的に反し不正又は虚偽の申請が認められたときは、既に交付した助成金の一部又は全部について返還を求めることができる。

第10条 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

付則

(施行日)

1 この要領は、令和6年6月14日から施行する。